

- 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十二年法律第九号）（附則第五十九条関係）

改正案	現行
附則 （上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税に関する経過措置） 第十五条（略） 2 旧租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が施行日から平成十三年三月三十一日までの間に行う同項に規定する上場株式等の譲渡による株式等に係る譲渡所得等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「前条第三項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）第六条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「平成十二年新法」という。）第三十七条の十第三項」と、「前条の」とあるのは「平成十二年新法第三十七条の十の」と、同条第四項中「転換社債」とあるのは「平成十二年新法第三十七条の十第三項第三号に規定する転換社債」と、同条第五項中「平成十二年三月三十一日」とあるのは「平成十三年三月三十一日」と、同条第八項中「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の	附則 （上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税に関する経過措置） 第十五条（略） 2 旧租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が施行日から平成十三年三月三十一日までの間に行う同項に規定する上場株式等の譲渡による株式等に係る譲渡所得等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第五項中「平成十二年三月三十一日」とあるのは「平成十三年三月三十一日」と、同条第八項中「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第十五条第二項（上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法」とする。

臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第十五条第二項（上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法」とする。 3 （略）	3 （略）
--	------------------